

## - 併用住宅・混構造・丸太組構法の取扱い -

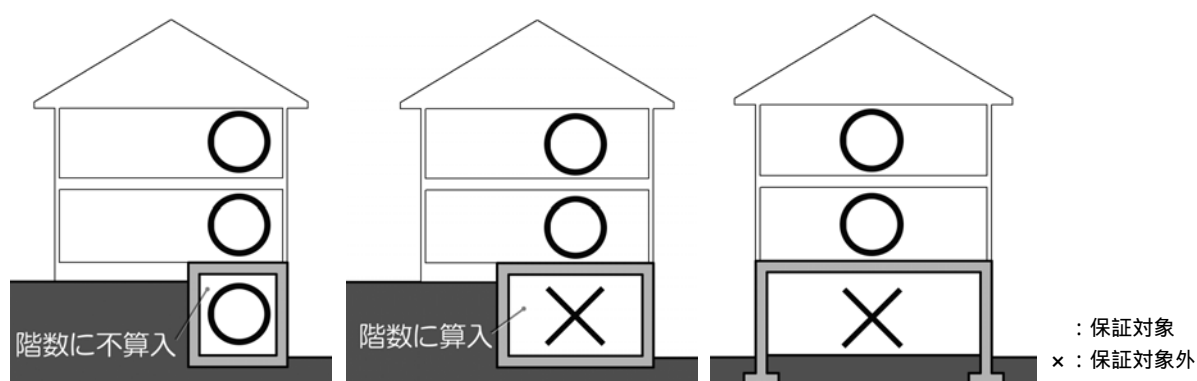
### 併用住宅について

ハウスプラスの行う瑕疵保証サービス（以下「本サービス」という）を利用しようとする併用住宅は、延べ床面積の 1 / 2 以上を居住の用途としなければなりません。

### 混構造の保証対象部分について

本サービスでは、「木造」（木造軸組工法、桝組壁工法、丸太組構法）と「その他の構造」（RC 造、S 造等）を併用した住宅を混構造とします。

混構造の住宅において「その他の構造」とする部分が、階数に算入される場合にあっては、当該基本構造部分のうち「雨水の侵入を防止する部分」は保証対象外とします。



参考：混構造の形式別保証対象部分

### 丸太組構法住宅について

#### 丸太組構法のサービス

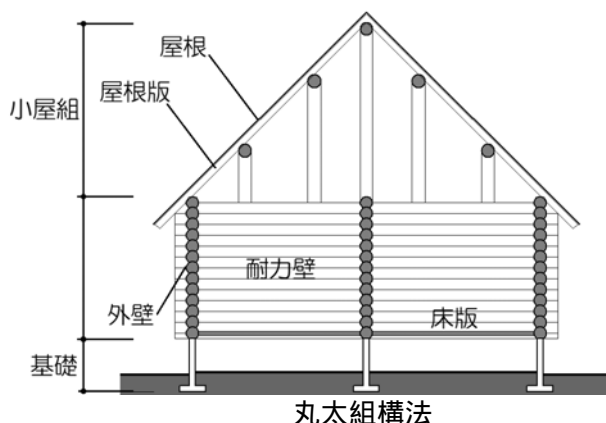
丸太組構法住宅において本サービスを利用する場合は、「Bコース」のみとなります。

#### 保証対象部分

丸太組構法住宅の保証対象部分は、「基本構造部分」のうち下記に上げる部分となります。

構造耐力上主要な部分：基礎

雨水の浸入を防止する部分：屋根の仕上げ・下地等



構造耐力上主要な部分	保証対象
屋根板	×
小屋組	×
床板	×
耐力壁	×
土台	×
基礎	
雨水の浸入を防止する部分	
屋根の仕上げ・下地等	
外壁の仕上げ・下地等	×

：保証対象 ×：保証対象外



ハウスプラス住宅保証株式会社